

江戸川上流だより

出張所だよりは【江戸川河川事務所のホームページ】
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)に掲載しています。

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所
江戸川上流出張所・発行
春日部市西金野井886
電話 048-746-0063

2017年7月号 [第31号]

<工事完成のお知らせ>



①幸手市 西関宿地先

H27中島樋管改築工事

一昨年11月及び昨年11月から行っておりました工事が無事完成いたしました。工事期間中は、河川を利用する方や近隣住民の皆様には、多大なご理解・ご協力を頂きました。心から感謝いたします。



②幸手市 榎野地地先

H28榎野地地区基盤整備工事



③杉戸町 木津内地先

H28木津内地区基盤整備工事

堤防除草 ～堤防除草は、堤防の“**損傷**”を発見する為に実施します～

出水期を迎えるにあたり、堤防除草を実施致しました。堤防の近隣にお住まいの方並びに河川を利用される方には、ご不便をおかけ致しました。除草回数は年2回となります。なお、第2回目は、8月下旬から9月下旬を予定しています。

ただし堤防完成後3年間は芝の養生及び亀裂や陥没等異常が無いか丁寧に維持管理をするため、1年目は抜根を1回と年4回の除草、2～3年目は年4回の除草を実施いたします。



抜根状況

(人手により雑草を根ごと取り除く作業)

出水期(しゅっすいき)とは・・・6月1日～10月31日までの5ヶ月間は、梅雨の大雨や、台風による大雨で河川が増水しやすい時期であるため、**出水期**とよんで、河川巡視、樋管等施設の点検、堤防の除草、点検などの河川管理体制を強化するとともに、**原則として河川工事を行わない期間**として定めています。

非出水期(ひしゅっすいき)とは・・・出水期以外の11月1日～翌年5月31日までの7ヶ月間を**非出水期**とよんでおり、**河川工事が実施できる期間**として定めています。

出水期に備えて

～沿川自治体・水防団と一緒に『合同巡視』を行いました。～

河川合同巡視は、水防活動時に適切な対応が迅速に取れるよう、関係者が集まり、事前に河川の状況や重要水防箇所の現地確認を行うものです。

5月16日
千葉県側
(江戸川左岸)



重要水防箇所とは？

洪水の時に川の水が堤防を越えてあふれ出したり、洪水によって堤防が壊れたりする危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所・施設等のことを重要水防箇所といいます。

例えば……

- ・堤防の低い箇所
- ・堤防の幅が薄い箇所
- ・過去に堤防が崩れた箇所
- ・昔、川が流れていた箇所など。

5月16日
埼玉県～
茨城県側
(江戸川右岸)



～施設管理者立ち会いのもと、『履行検査』を行いました。～

河川区域内において、沿川自治体等が設置し、管理している施設、・樋管・橋梁・運動場・採草地を対象に洪水時の連絡体制の確認や施設操作にあたって支障となる損傷の有無について点検を行い安全であることを確認しました。

5月10日
・23日



サッカーゴール可動確認

トピックス

～九州へ向け『TEC-FORCE』出陣!!～

7月14日江戸川河川事務所にて出発式



TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)
Technical Emergency Control-FORCE
九州地方整備局へ4名派遣

九州北部豪雨(仮称)に伴う九州地方整備局への支援を行うため、江戸川河川事務所から4名、TEC-FORCEを派遣しました。

TEC-FORCE(テック・フォース)とは……

大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月に創設しました。主な活動は、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に行います。派遣員は、全国の各地方整備局等の職員が担い、本省災害対策本部長の指揮命令のもと活動します。

【関東地方整備局職員 1,467名任命うち江戸川河川事務所職員56名(平成29年4月現在)】